

# 栃木市農業委員会総会議事録

令和4年 12月 23日

栃木市農業委員会事務局

# 栃木市農業委員会総会

開催日時 令和4年12月23日(金) 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

## 出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲
10 狐塚 正直	12 山崎 幸行	13 大谷 朗	14 泉田 裕美
15 川嶋 房代	16 川田 久子	17 荒川 則夫	18 石塚 一彦
19 大塚 幸八	20 佐山 耕基		

欠席委員 なし

## 農業委員会事務局職員

事務局長	櫻井 茂	次 長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	石川 昌良	副主幹兼農委総務係長	小松原 雅人
主 査	大出 隆洋	主 任	越沼 史晴
主 事	田中 翔汰		

## 会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	非農地証明願について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (利用権の設定)について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (所有権の移転)について
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地 利用配分計画案に対する意見について
議案第8号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
報告第1号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書専決処理 の報告について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第3号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第4号	農地法第5条の規定による許可の取消報告について
報告第5号	農地改良事前協議の報告について
報告第6号	現況確認願の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和4年12月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、17番荒川則夫委員、18番石塚一彦委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の小松原雅人氏と田中翔太氏を指名いたします。

議事

議長

それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主事

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が4件、使用貸借権の設定が1件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、沼和田町において野菜を作付しております。経営規模拡大を検討していたところ、公売の情報から居住地に近い農地を見つけたため申請に至りました。許可後は野菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、新井町を中心に米、ネギ、じゃがいもを作付しております。申請地周辺は譲受人の経営農地であり、さらに規模を拡大するため、このたび売買により取得することとなりました。許可後は米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、吹上町において米を作付しております。このたび経営規模拡大を図るため、自宅付近の農地を売買により取得することとなりました。許可後は米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、経営移譲年金受給のための申請です。

譲受人は、岩舟町静戸を中心に米、麦、イチゴを作付している認定農業者です。経営移譲年金受給に係る親子間貸借を延長するため、申請に至りました。許可後も引き続き、米、麦、イチゴを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、岩舟町静和を中心に米、野菜作付しております。申請地は、農地法第3条に基づく賃貸借権により以前から譲受人が耕作しており、このたび贈与により取得することとなりました。許可後も引き続き、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上5件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長  
(正田委員)

今回の北部調査委員長の4番正田です。

今回は私と15番川嶋委員、16番川田委員の3名と事務局2名で、20日火曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報

告いたします。

今回北部の申請は、所有権移転の申請が3件ありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。南部調査委員長申し上げます。

南部調査委員長 今回の南部調査委員長の6番小林です。

(小林委員) 今回は私と18番石塚委員、20番佐山委員の3名と事務局2名で、22日木曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回南部は、所有権移転が1件、使用貸借権設定が1件、合計2件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

越沼主任 議案書の4ページをご覧ください。

今回は、3件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、農家住宅敷地拡張の転用です。地図は1ページで

す。

申請地は、昭和43年ごろより農家住宅敷地として利用されており、農業用物置、農機具舎などが建築されております。本申請はその是正の申請です。家族が議案書7ページの5条9番の申請をするにあたり、実家敷地である本申請地が農地であることが分かり申請に至りました。農地法の許可を得ず建築してしまったことについては申請者の始末書が添付されております。

農地の区分は、野州大塚駅から500m以内の第2種農地で集落接続の例外規定に該当します。新たな取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、一般住宅の転用です。地図は2ページです。

事業計画者は、諸事情により夫と別居し、申請地北側の実家に、母、姉の3人で居住しております。この度、実家から独立するにあたり、マイホームを建築することを計画、家族の面倒をみるため、実家近くである今回の申請地を選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。取水は井戸水、排水は市道側溝に放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、農業用倉庫等への転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、大平町真弓を中心に農業を営んでおります。経営規模拡大に伴い新たな農業用倉庫の建築を計画いたしました。作業効率を考え、隣接する倉庫の付近を検討した結果、今回の申請地が適地と判断しました。

農地の区分は、農振農用地であります。令和4年3月に農業用施設への用途区分の変更がされており、農振法に指定された用途であるため例外規定に該当します。取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上3件の申請については、他法令の許認可の見込み、事業の確実性等も問題がありません。また、周辺の耕作に支障はないと考えられます。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果

をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長  
(正田委員) 今回北部は、農家住宅敷地拡張1件の申請がありました。  
書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長  
(小林委員) 今回南部は、一般住宅が1件、農業用倉庫が1件、合計2件の申請がありました。  
書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ここで、地元委員の意見を伺います。番号1番について私、若色より申し上げます。  
この件は、家を建てるにあたり、農地であることがわかったため是正という形で何ら問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。

議長 番号2番について、6番小林委員をお願いします。

小林委員 6番小林です。  
現地を確認させていただきましたが、何ら問題はございませんのでご審議よろしくお願いたします。

議長 番号3番について、17番荒川委員をお願いします。

荒川委員 17番荒川です。  
農業用倉庫の転用ということで、周辺農地への影響も問題ないかと思えます。よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

越沼主任 議案書の6ページをご覧ください。

今回は、17件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番は、一般住宅への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、市内のアパートで家族5人で居住しております。子供の成長に伴い手狭になったため、自己用住宅の建築を計画しました。

農地の区分は、野州平川駅から800m以内、宅地率40%を超える第2種農地であり、集落接続の許可基準に該当します。取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番は、一般住宅への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、市外の貸家で家族4人で居住しております。現在の住居では手狭であることから、自己用住宅の建築を計画しました。

農地の区分は、土地改良施行地域内の第1種農地ではありますが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。取水は上水道、排水は土地改良区水路に放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番は、車両置場への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、申請の近隣に居住しており、新車及び中古車の売買、輸出、輸入の業務を行っております。現在の車両置場に入る道路は認定外道路で狭く、周囲の住民からの苦情もありますが、申請地を取得することで東側市道から事業地に入出入りできるようになります。また現在の置場が手狭になってきているため、車両置場としても利用を計画しております。

農地の区分は、農地の広がり10ha未滿の第2種農地であり、土

地の代替性が無いため、許可基準に該当します。取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4・5番は、いずれも太陽光発電設備への転用です。同一事業者の申請であるため、一括で説明いたします。地図は7ページと8ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。環境保全や災害時に安定した電力を供給し、二酸化炭素の削減に貢献するため申請に至りました。農地の区分は、農地の広がり 10ha 未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当します。取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番7番は、一般住宅への転用です。地図は9ページです。同じ申請者で関連案件であるため一括で説明いたします。6番は住宅用地として土地の売買の申請です。7番については住宅の前面道路が狭くセットバックのための敷地で使用貸借の申請です。

事業計画者は、市外のアパートに家族3人で居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になるため、自己用住宅の建築を計画しました。農地の区分は、野州大塚駅から500m以内の第2種農地であり、集落接続の許可基準に該当します。取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番は、太陽光発電設備への転用です。地図は10ページです。

事業計画者は、申請地の近接に居住しております。地球温暖化及び電力供給のひっばく等、将来のことを考え、太陽光発電設備の設置を計画しました。電力は自家消費する予定です。

農地の区分は、農地の広がり 10ha 未満の第2種農地であり、土地の代替がないため許可基準に該当します。取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番は、一般住宅への転用です。地図は1ページです。

事業計画者は、市内の貸家で生活しておりますが、今後の家庭のことを考え、実家に近接した祖父の土地に、自己用住宅の建築を計画しました。農地の区分は、野州大塚駅から500m以内の第2種農地であり、集落接続の許可基準に該当します。取水は上水道、排水は下水

道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番は、砂利採取の一時転用です。地図は11ページです。

事業計画者は、建設資材の販売と生産を行っております。周辺地域には砂利が豊富にある場所であるため、事業を計画しました。

計画では農地以外の山林も利用し、全体面積は約19,000㎡となります。農地の区分は、農用地区域であります。一時転用であるため、不許可の例外規定に該当します。取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

11番は、太陽光発電設備への転用です。地図は12ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を行う法人です。国の再生可能エネルギーを推進する政策に従い事業を進めています。

契約内容が土地ごとに地上権設定と売買に分かれております。この地上権とは、他人の所有する土地において工作物を所有するために、土地を使用する事が出来る物権で、賃借権よりも強い権利です。

計画では農地以外の山林や雑種地も利用し、全体面積は約19,000㎡となります。農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地で、土地の代替性がないため許可基準に該当します。取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

12番は、一般住宅への転用です。地図は13ページです。

事業計画者は、申請地の近接の実家に居住しております。同居の甥の成長に伴い、現在の住まいでは部屋が足りない状況であるため、自己用住宅の建築を計画しました。農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、集落接続の許可基準に該当します。取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

大出主査

13番は、駐車場への転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、理美容を経営する法人です。既存の駐車場は店舗南側にありますが、手狭なため、数年前に所有者の同意を得て申請地に駐車場を整備しました。事業計画者が今回、土地を購入するにあたり調査をした結果、違反が発覚したため是正の申請です。

農地の区分は、令和4年11月に農振除外がされており、土地改良

施行区域内の第1種農地ではありますが、集落に接続し、土地の代替性がないため、不許可の例外規定に該当します。なお、申請地を既に農地以外に利用されていることについては始末書が添付されています。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

14番については、一般住宅の転用です。地図は14ページです。事業計画者は、申請地北側の実家に両親と3人で居住しておりますが、独立のため自己用住宅の建築を計画しました。両親の面倒をみるため、実家近くである今回の申請地を選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性がないため、不許可の例外規定に該当します。取水は上水道、排水は宅地内処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

15番は、資材置場への転用です。地図は15ページです。事業計画者は、電気工事、土木工事業を主な業とする法人です。業績好調に伴い、資材置場が不足している状況です。そのため、新たな資材置場の整備を計画いたしました。本店の近くであり、利便性、防犯性に配慮した結果今回の申請地を選定しました。

農地の区分は、令和4年11月に農振除外がされており、農地の広がり10ha以上の第1種農地ではありますが、集落に接続し、土地の代替性がないため、不許可の例外規定に該当します。取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

16番は、コンビニエンスストアへの転用です。地図は16ページです。事業計画者は、コンビニエンスストアの事業を営む法人です。24時間営業を行う店舗を新築し、駐車エリアを広く確保し、休憩所の役割を担い、より多くの利用者にとって便利で安心して使えるような店舗を計画しています。

農地の区分は、令和4年11月に農振除外がされており、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、国道の沿道区域に設置する駐車場、休憩所、トイレ等を備えた休憩所に類する施設であるため、不許可の例外規定に該当します。取水は上水道、排水は市道側溝へ放流、雨水は貯留浸透施設による処理です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

17番については、太陽光発電設備への転用です。地図は17ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業に取り組む法人です。事業計画者は、太陽光発電設備に取り組むにあたり事業計画地を探していたところ、日射量の豊富な場所で発電効率も良い、申請地を選定いたしました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当いたします。取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上17件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。なお、10番、11番の案件については面積が30アールを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後に許可することとなります。以上で説明を終わります。ご審議よろしく願います。

議長  ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長  
(正田委員)  今回北部は、一般住宅が6件、車両置場が1件、太陽光発電設備が4件、砂利採取が1件、合計12件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願います。

議長  ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長  
(小林委員)  今回南部は、駐車場・資材置場が2件、一般住宅が1件、店舗が1件、太陽光発電設備が1件の合計5件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願います。

議長  ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。番号1番と2番について私、若色より申し上げます。

1番については、周囲は宅地化しており1区画だけ残った農地で

す。2番についても隣接も宅地化しており、やむを得ないと思います。事務局及び調査委員長の説明のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議長 番号3番について、4番正田委員お願いします。

正田委員 4番正田です。  
こちらの案件は、一部を進入口として使い、残りを車両置場にしたいという申請です。先日も現地調査を行い、問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 番号4番と5番について、16番川田委員お願いします。

川田委員 16番川田です。  
事務局及び調査委員長の説明のとおりであります。特に問題ないかと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 番号6番から9番について、1番若色より申し上げます。  
まず6番と7番ですが住宅用地の売買と、住宅の前の道が狭いので広くする、ということで何ら問題はないと思います。  
番号8番については太陽光パネル設置ですが、周囲は住宅地ですので農地に影響はないと思われまます。  
番号9番ですが、先ほどの4条1番の是正申請された方のお孫さんの家を建てるということで、特に問題ないと思います。

議長 番号10番について、19番大塚委員お願いします。

大塚委員 19番大塚です。  
砂利採取の一時転用ということで何ら問題はないと思います。

議長 この案件は、私の担当区域も含まれているので、意見を述べます。  
申請地の南側には食品工場があり、影響が出ないか各方面によく調べてほしいとお願いしました。農業委員会としては許可を出す方向ということだったので、仕方ないと私は感じています。

議長 番号11番について、14番泉田委員お願いします。

泉田委員 11番の案件ですが現地を確認してまいりましたが、植物園を囲む広大な山間農地です。植物園は現在廃業しております。これからの耕

作放棄地の状況を考えるとやむを得ない選択肢と思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 番号12番について、15番川嶋委員お願いいたします。

川嶋委員 15番川嶋です。

12番の案件ですが、現地に行って確認してきました。進入路は狭いですが、法的には大丈夫ということです。特に問題ないと思いますのでご審議よろしく申し上げます。

議長 番号13番と14番について、17番荒川委員お願いします。

荒川委員 17番荒川です。

13番は許可することはやむを得ないと思います。14番は先ほどの若色会長の説明と同じで、やはり周囲が全部住宅地になっておりますのでやむを得ないと思います。

議長 番号15番について、2番高際職代お願いします。

高際職代 2番高際です。

現地調査をしてきましたが、資材置場ということで周辺農地への影響も特になくと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 番号16番について、13番大谷委員お願いします。

大谷委員 13番大谷です。

16番の案件につきまして現地を確認してきました。特に問題ないと思われます。事務局及び調査委員長の説明のとおりですのでご審議よろしく申し上げます。

議長 最後に番号17番について、12番山崎委員お願いします。

山崎委員 12番山崎です。

周辺農地への影響はなく、特に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

平本委員 8番平本です  
11番の案件について、地上権は強い権利だと思いますが、賃借権とどう違いますか。

越沼主任 地上権設定は、その土地を自由に支配する強い権利です。土地の利用の仕方について、地主の承諾は不要です。地上権の移転も地主の承諾は不要です。賃借権は、地上権のように自由に土地を使うことはできず、制約が多い形態となります。

議長 他にございますか。

大塚委員 19番大塚です。  
10番について、砂利採取の埋め戻し材によって、周辺の水利に影響があって問題となった場合、農業委員会は関係があるのでしょうか。

越沼主任 埋め戻しは申請書で指定されたものを搬入することになります。また商工振興課の砂利採取監視員が定期的に現地に行き、適正に作業が行われているかを確認することになります。周辺に被害があった場合は、基本的には当事者同士で因果関係を調査をして、問題解決されていくものと考えます。

議長 他にございますか。  
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第3号は原案のとおり許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。  
なお、10番と11番の案件については、30アールを超えますので、県農業会議、常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。

議長 次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

大出主任 議案書の11ページをご覧ください。

今回は4件の申請がありました。願出人・土地の表示等は記載のとおりです。

1番の案件については、地図は18ページです。

申請地は1筆で、航空写真等より、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番の案件については、地図は19ページです。

申請地は1筆で、航空写真等より、平成12年以前から資材置場として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番の案件については、地図は14ページです。

申請地は1筆で、航空写真等より、昭和50年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番の案件については、地図は20ページです。

申請地は1筆で、航空写真等より、昭和44年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上4件について、いずれの案件も、非農地の証明することはやむを得ないと思われれます。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長  
(正田委員)

今回北部は、2件の申請がありました。

1件は20年以上宅地として利用されてきたこと、もう1件は資材置き場として利用されてきたことを理由としております。

書類審査及び現地調査を行いました。いずれも農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお

	願います。
議長	ありがとうございました。南部調査委員長願います。
南部調査委員長 (小林委員)	<p>今回南部は、2件の申請がありました。</p> <p>いずれも20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。いずれも農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願います。</p>
議長	ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。番号1番と2番について、19番大塚委員願います。
大塚委員	<p>19番大塚です。</p> <p>現地を確認してきましたが、やむを得ないことだと思っております。よろしく願います。</p>
議長	番号3番について、17番荒川委員願います。
荒川委員	<p>17番荒川です。</p> <p>何ら問題ないと思っておりますので、ご審議よろしく願います。</p>
議長	番号4番について、2番高際職代願います。
高際職代	<p>2番高際です。</p> <p>こちらは渡良瀬遊水地のそばにありますが、やむを得ない案件だと思っております。よろしく願います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。(質疑なし)</p>
議長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

- 議 長 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。  
次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について」を議題とします。  
新規85件、再設定84件、合計169件の設定であり、事務局の説明は省略します。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。  
（質疑なし）
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声）
- 議 長 異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（所有権の移転）について」を議題とします。  
県農業振興公社の関する1件のみであります。事務局の説明は省略します。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。  
（質疑なし）
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声）
- 議 長 異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題とします。事務局の説明は省略します。
- 議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。  
（質疑なし）
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございま

せんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第8号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

小松原係長 議案書の36ページをご覧ください。地図は21ページになります。今回は、1件の申請がありました。

申請人の父が、令和4年9月17日に亡くなられ、相続人である申請者が相続税の納税猶予を受けるため、適格者証明願が提出されたものです。特例農地については記載のとおりです。

相続税の納税猶予を受けるために被相続人に必要な、主な要件として、「死亡の日まで農業を営んでいた個人」である必要がありますが、被相続人は、岩舟町静地内で約4haの農地で、主に米、ブドウを作り農業経営を行っており、納税猶予を受けることのできる被相続人と思われる。

また、相続人に必要な主な要件として、「相続税の申告期限までに相続等により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められるもの」という要件がありますが、申請者は従前から被相続人とともに農業に従事しており、問題は無いと思われます。それではスクリーンをご覧ください。

(写真説明)

説明は以上になりますので、農業経営を継続していくことができるかご審議いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長  
(小林委員) 今回、南部は1件の申請があり、書類審査及び現地調査を行いました。事務局の説明どおり、特に問題は無いため、証明することが妥当であると思われます。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第8号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第8号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に、日程第4報告事項に入ります。

報告第1号から、報告第6号までを、一括報告とします。事務局の説明は省略します。報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 発言がないようですので、報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。

(質疑なし)

議長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和4年12月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時32分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

農業委員長 \_\_\_\_\_ (若 色)

署名委員 \_\_\_\_\_ (荒 川)

署名委員 \_\_\_\_\_ (石 塚)